

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：	性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例
根 拠 条 項：	第2条の3
処 分 の 概 要：	性風俗営業等を営む者に対する指示
原権者（委任先）：	東京都公安委員会
法 令 の 定 め：	
処 分 基 準：	別紙「性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準」を参照
問 合 せ 先：	営業所又は営業の本拠となる事務所を管轄する警察署の生活安全課
備 考：	

別 紙

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準

(目的)

- 1 この基準は、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例（平成12年東京都条例第196号。以下「条例」という。）第2条の3及び第6条の規定に基づく指示並びに第2条の4及び第7条の規定に基づく、性風俗営業等の営業の停止を命ずる場合における量定等の基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 2 この基準における行政処分用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「営業停止命令」とは、条例第2条の4又は第7条の規定に基づき、公安委員会が営業の停止を命ずることをいう。
 - (2) 「指示処分」とは、条例第2条の3又は第6条の規定に基づき、公安委員会が指示をすることをいう。
 - (3) 「処分事由」とは、指示処分又は営業停止命令を行うべき事由をいう。

(指示処分と営業停止命令との関係)

- 3 条例第2条の3又は第6条に該当するときは、当該条例違反（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止条例」という。）第7条（第1項第1号（客の誘引に係る部分に限る。）、第3号（客の誘引に係る部分に限る。）、第5号及び第7号並びに第3項に限る。以下同じ。）及び第7条の2第1項の違反。以下同じ。）が営業停止命令の処分事由に当たる場合であっても、原則として、指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に、営業停止命令を行うものとする。

ただし、次の場合に該当するときは、指示処分を行わず、直ちに営業停止命令を行うことができる。

 - (1) 同種の条例違反に当たる悪質な条例違反を短期間に繰り返し、又は同種の条例違反について指導警告を行ったにもかかわらずその指導警告を無視するなど、指示処分によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 指示処分の期間中に当該指示処分には違反していないが、当該指示処分に係る条例違反と同一の条例違反が行われたとき。
 - (3) 条例違反行為によって検挙された場合。（送致した場合に限る。）
 - (4) 短期20日以上、量定に相当する処分事由に当たる条例違反行為が行われたとき。
- 4 営業停止命令を行う場合において条例違反事実の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

(量定)

- 5 営業停止命令の量定の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は別表~~1~~の「量定基準」に定めるところによるものとする。
 - A ～ 240日（指定性風俗営業等以外の性風俗営業等にあつては、180日）の営業停止命令。
 - B ～ 60日以上、240日以下（指定性風俗営業等以外の性風俗営業等にあつては、40日以上、180日以下）の営業停止命令。
基準期間は120日
 - C ～ 30日以上、240日以下（指定性風俗営業等以外の性風俗営業等にあつては、10日以上、180日以下）の営業停止命令。
基準期間は120日

は、20日以上、180日以下)の営業停止命令。

基準期間は60日

D ~ 20日以上、120日以下の営業停止命令。

基準期間は30日

E ~ 10日以上、60日以下の営業停止命令。

基準期間は20日

F ~ 10日以上、240日以下の営業停止命令。

(営業停止命令の併合)

6 処分事由に当たる条例違反行為が2以上行われて同時に、一つの営業停止命令を行おうとする場合の量定の定め方は、次のとおりとする。

(1) 「長期」及び「短期」については、各処分事由の中に量定の区分がAに相当するものが含まれている場合の量定は、Aによる。それ以外の場合は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間を「長期」の量定とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長いものを「短期」の量定とする。

ただし、その「長期」は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び条例の定めによる期間を超えないものとする。

(2) 「基準期間」については、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長いものに係る処分事由について定めた量定の基準期間の1.5倍の期間をその量定とする。

(観念的競合)

7 2以上の処分事由に当たる一つの条例違反行為について営業停止命令を行おうとする場合の量定の定め方は、次のとおりとする。

(1) 「長期」及び「短期」については、各処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれの量定とする。

(2) 「基準期間」については、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い期間の基準期間をその量定とする。

(常習違反加重)

8 最近3年間に営業停止命令を受けた者に対して、営業停止命令を行おうとする場合の量定の定め方は、次のとおりとする。

(1) 「長期」及び「短期」については、上記5から7までにより定められる量定に、最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の2倍の数を乗じた期間をそれぞれの量定とする。

ただし、その「長期」は、条例の定めによる期間を超えないものとする。

(2) 「基準期間」については、5から7に定めた量定の2倍の期間をその量定とする。

(営業停止命令の期間の決定)

9 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として、上記5から8までにより定められる「基準期間」によることとし、次のような事由がある場合は、情状により、上記5から8までにより定められる量定の「長期」及び「短期」の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

(1) 処分加重すべき事由とは、次のようなものである。

ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分³に処せられたこと。

イ 指示処分中に、その処分事由と同一の処分事由に係る行為を行ったこと。

ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

エ 従業員の大多数が処分事由に係る条例違反等の行為に荷担していること。

オ 処分事由に係る条例違反等の行為に対する改悛の情がみられないこと。

カ 付近住民からの苦情が多数あること。

- キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
 - ク 16歳未満の者の福祉を害する犯罪であること。
 - ケ 料金の請求又は取立てに関して暴力団員が関与していること。
 - コ 外国人の不法就労を助長する行為があること。
 - サ その他、加重すべき事由があること。
- (2) 処分を軽減すべき事由とは、次のようなものである。
- ア 他人に強いられて処分事由に係る条例違反等の行為を行ったこと。
 - イ 営業者の関与がほとんどないこと。
 - ウ 最近3年間に処分事由に係る条例違反等の行為がなく、改悛の情が著しいこと。
 - エ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。
 - オ その他、軽減すべき事由があること。

(処分の執行)

- 10 営業停止命令の執行は、処分決定日の翌日から起算して7日目から行うものとする。

別表

量 定 基 準

	番号	違反事項	罰条・罰則	関係条項	区分
第2条の4 第1項	1	指示処分違反		第2条の3	B
	2	迷防条例の誘引、客待ち、勧誘、ピンクピラ等配布行為違反		迷防条例第7条又は第7条の2第1項	C
第2条の4 第2項	3	指示後3月以内における受託者による迷防条例第7条又は第7条の2第1項違反		第2条の4第2項	B
第7条 第1項	4	指示処分違反		第6条	B
	条 例 第 1 1 条 関 係				
	5	公安委員会の営業停止命令違反	第11条第1項 1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	第7条	A
	6	公安委員会の営業停止命令違反	第11条第2項 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	第2条の4	A
	7	料金表示に関する著しく低廉又は不当の表示違反		第3条	C
	8	不当な勧誘又は広告、宣伝禁止違反		第4条第1項	C
	9	不当な料金の取立て等の禁止違反		第4条第2項	C
	10	不当な客引行為等を用いた営業の禁止	第11条第3項 50万円以下の罰金	第2条の7	C
	11	標章の破壊、汚染、取り除き違反	第11条第4項 20万円以下の罰金	第2条の5 第4項 第7条第4項	D
	12	報告、資料の提出指示又は虚偽の報告、虚偽の資料提出違反		第8条第1項	E

第7条 第1項	13	立入り等の拒否、妨害、忌避違反	第11条第4項 20万円以下の罰金	第8条第2項	E
	刑 法 関 係				
	14	刑法の罪に当たる違法な行為			F
第7条 第2項	15	指示後3月以内における受託者による第4条第1項違反		第6条第2項	B
第7条 第3項	16	指示後3月以内における受託者による第4条第2項違反		第6条第3項	B